

地域遺産・世界遺産の価値について 考える第4学年社会科学習の構想

— 日本遺産「四国遍路」と世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を対照して —

鳴門教育大学大学院 金野誠志
西条市立神戸小学校 山内雅博

I はじめに

第4学年では自分達の県を中心とした地域へ子ども達の視野を広げていく必要がある。「伝統や文化」を扱う場合も例外ではなく、事例は、県を代表する文化財や年中行事となる。一方で、学習指導要領では、第4学年においても取り上げる事例の文化財として、以下のように日本遺産や世界遺産への言及がある¹⁾。

文化財については、文化財保護法でいう文化財はもとより、日本遺産や世界遺産といった地域の歴史的な特色やその魅力を知るための地域の遺産の中に見られる文化財なども考えられる。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定し、海外へも戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としている²⁾。世界文化遺産は、UNESCOで採択されたいわゆる世界遺産条約を締結した国家間で全人類にとって重要である「顕著な普遍的価値」を有すると認められ、保護に参加することが国際社会全体に課された義務となった文化遺産である³⁾。平易に言えば前者は日本を代表する文化遺産で、後者は世界を代表する文化遺産ということになる。

日本遺産や世界遺産が県内にある場合、県を代表する文化財にこれらを取り上げる可能性は非常に高い。このような物件が校区内にある場合は、市内の身近な地域の文化遺産でもあるし、日本遺産でもあり世界遺産でもある物件でもある⁴⁾。つまり、これらの物件は県を代表する文化財でありながら、多様な範囲の社会で多様な価値を有している。

翻って、「世界遺産教育」の概念を整理したものとしてよく用いられるのが次の3点である⁵⁾。

【世界遺産についての教育】

「世界遺産条約」が締結された理由、世界遺産の種類、サイトのロケーション、各サイトがどのような基準で登録され、そしてなぜ残ったのかを知ること。

【世界遺産のための教育】

世界遺産の保存や保全に対する態度、世界遺産を保護して次世代に伝承しようとする当事者意識、世界遺産に対してどう振る舞うかについての倫理やモラルの教育。

【世界遺産を通しての教育】

世界遺産を切り口にして、国際理解教育、平和教育、人権教育、環境教育などにせまる教育。

世界遺産保護のための知識・態度・実践にとどまることなく、世界遺産を契機とするがそれを越えた教育の展開をも期待している。その「世界遺産教育」を行う場合、世界遺産とは何なのか、世界遺産が有する価値とは何なのかという知識を形成する【世界遺産についての教育】が、まずは必要であろう。

第4学年社会科で文化財を扱う場合、地域の人々が受け継いできたことや地域の発展など人々の様々な願いを理解することをねらって授業が展開される。これと「世界遺産教育」は重なる部分が多く、世界遺産や世界遺産登録を目指している日本遺産を県を代表する文化財として扱う場合、第4学年は、「世界遺産教育」の導入期として有

為な時期となり得る。しかし、管見ながらこのような研究や実践を論者は知らない。そこで、小論では、両者を止揚し、地域遺産・世界遺産の多様な価値について考える第4学年社会科学習を構想しその試案を提示することを目的とする。

II 取り上げる日本遺産と世界文化遺産

1 日本遺産「四国遍路」

日本遺産「四国遍路」は、世界文化遺産登録を目指している。四国遍路文化の世界遺産化運動は地域住民が自分の地域の文化を再認識しようとする作業の中から生まれた。具体的な活動の始まりは、個人がゆるやかなネットワークを形成することを目的とした「えひめ地域づくり研究会」が1998年1月に採択した「仙遊寺宣言」といわれている。2000年9月には『四国へんろ道文化』世界産化の会が有志により設立された。行政側でも2000年1月に愛媛県川之江市で開催された4県知事会の席上、四国遍路文化の世界遺産化の推進が話題となつて以降、4県知事の賛同を得た。2006年9月には文化庁により、世界遺産登録推薦候補を全国自治体から募集することが発表された折に立候補した。世界文化遺産登録には、国ごとに推薦される順番待ちに当たる「暫定リスト」への掲載が先に必要であるが、四国遍路は2008年の第2回審査でも暫定リスト入りを見送られた。そして、文化審議会文化財分科会の審議で「カテゴリー Ia（提案書に基づく一定の主題を基に準備を進めるべきもの）」の評価を得た後、現在に至る。その後、2010年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会が設立され、この組織を中心に、世界文化遺産登録の準備が進められている。2015年4月には、初めて登録された日本遺産の一つとなった。

「四国遍路」が世界遺産となるためには、「顕著な普遍的価値」を有することが証明される必要がある。しかし、現在までその証明には至らず、世界遺産暫定リストにも記載されていない。このような経緯を辿っている「四国遍路」だが、世界遺産登に対する県民の意識は一枚岩ではない。賛成意見としては、遺産保護の推進、地域の経済的あ

るいは社会的活性化、国民や県民の文化意識の向上、四国四県の交流、素朴な生活経験や記憶の継承がある。反対意見としては、多人数の訪問による遺産の荒廃、世俗化への抵抗、保護や管理の負担、域内での格差助長、登録地域での生活制限などがある⁶⁾。

2 世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

2000年に国の世界遺産暫定リストに「紀伊山地の霊場と参詣道」を記載することが文化庁により決定された。三重県は文化庁の要請により登録運動に加わり、2001年、世界遺産暫定リストに記載された。2002年には、世界遺産登録推進三県(和歌山県・三重県・奈良県)協議会において、世界遺産登録の目標を2004年とすることを確認し、「世界遺産登録推進大辺路地域協議会」が発足した。2003年には、国際記念物遺跡会議(ICOMOS)による現地調査が実施され、2004年には第28回世界遺産委員会にて、世界遺産リストへの記載が決定し今に至っている。

三重県では、この文化遺産は自分たちの宝であり、もともと地域住民が主体となって守り育てるという考えが基盤にあった。その延長上に人類共通の宝としての保存をするという発想である。「紀伊山地の霊場と参詣道」は、民間所有のコア資産が多いのも特徴だが、道という視点からすると、信仰の道、林業の道、生活の道といった捉えができる。参詣道は、機能的に多様な使われ方をしてきた。また、三重県での、世界遺産の構成資産(史跡・参詣道など)は、主に三霊場に至る通行路で他の史跡は少ない。そして、山間部に広がる文化的景観を作りだしたのは、林業であるという自負が強かった。調査結果などからも、山中の石畳の道は実際に産業道路であったとされていることは、他県とは一線を画す。更に三重県では、登録資産としての古道の広がり在全市町村にあり、それ故それらが県としての地域遺産であることの意識も高かったという⁷⁾。

このような経緯を辿っている「紀伊山地の霊場と参詣道」についても、世界遺産登録に対する県民の意識は、一枚岩ではなかった。巡礼者たちに「西国第一の難所」といわれた八鬼山越え(熊野

古道伊勢路)の道では、世界遺産暫定リストへの記載を巡って、地権者の激しい世界遺産登録反対運動が生じた。賛成意見としては、遺産保護の推進、地域の経済的あるいは社会的活性化、国や県の文化意識の向上があった。反対意見としては、登録地域での生活制限やの財産権の侵害、他地域や他国とは文化遺産の価値を共有したくないという「顕著な普遍的価値」に対する拒否があった⁸⁾。

Ⅲ 価値を裏づける権威と共有された価値との関係性

1 文化財が有する多様な価値

日本遺産は、文化庁下の日本遺産審査委員会により、ある一定の基準に基づいた審査によって認定される。この日本遺産は、文化財保護法で規定された文化財も多数含んでいる。世界文化遺産とは「顕著な普遍的価値」有する文化遺産で、条約締約国総会で選出された21か国の委員国で構成される世界遺産委員会での審議により判断される。これらの中には、地方自治体が文化財保護条例に基づき独自の基準で指定した文化財もある。これらとは別に、地方自治体よりも狭い範囲で、少数の住民のみで価値が共有され、条例によって指定もされていない文化財もある。

この他に自治体の境界を越えて価値が共有されている文化財や複数の国家間の条約等で規定された文化財も想定できるが、これらは第4学年社会科の内容(4)において取り扱う文化財の想定を越えようと考え、今回は小論での言及からは外す。

このように文化財を一覧すると、条約や法律、条例によって規律されているか否か、保護や保存が条約や法律、条例によって担保されているか否かという違いが見られる。このような違いがあるにせよ、文化財という表現を用いた時点で、そこに、「前代の人が遺した後の世に伝えたい文化的業績や大切なもの」という意味が内在していることは否定できない。そう考えると、文化財といわれる物件を俎上に挙げると、必然的に保護や保存すべきものという前提に立つことになる。

以上を踏まえ、文化財を規律する機関や制度と価値の関係性を検討してみる。世界文化遺産が有

する価値は、条約に基づきUNESCOという国際連合の専門機関によって「顕著な普遍的価値」として規定されている。これは、世界中で共有される「グローバルな価値」ともいえよう。日本という一国内で文化財保護法や日本遺産として文化庁での審議により共有されるのは「ナショナルな価値」、条例によって地方自治体で共有されるのは「ローカルな価値」ということになる。これらの文化財に対する価値の決定権は、国際連合の専門機関、国の行政機関、地方自治体といった機関にある。施策上、保護・保存が望まれる文化財やその価値は、それぞれの機関の影響力が及ぶ範囲で限定され規律される。保護や保存の効果や支援、協力等が及ぶ社会空間も限定される。そして、その空間内で、保護や保存の取り組みが保証され、文化財の価値が付与されるとともに共有されるよう、それぞれの機関は、それぞれの影響が及ぶ社会空間内で積極的に働きかけていく。

ここで、社会空間の有り様をより明確に理解するため、レヴィ＝ストロース(1972)がいう「真正性の水準」に着目する。それは、人びととの生きた直接的な接触による小規模な「真正な社会」の様式と、より近代になって出現した、印刷物や放送メディアによる大規模な、「非真正な社会」の様式の区別である。「真正な社会」では、個別の顔のみえる直接的で固有の関係の延長上にある小規模なローカル諸社会であり、「非真正な社会」は、間接的コミュニケーションによって結ばれている大規模な社会である⁹⁾。これに沿うと、「ナショナルな価値」、「グローバルな価値」を共有する社会は、「非真正な社会」空間ということになる。「ローカルな価値」を共有する社会は、自治体レベルのような「非真正な社会」と、それよりも狭い「真正な社会」とに分けられる。前者では、「非真正でローカルな価値」、後者では「真正でローカルな価値」を共有していることになる。「真正な社会」は、「非真正な社会」の境界を跨ぐこともある。公的に規律されていない「真正でローカルな価値」は、生活の中で大切に受け継がれてきた文化財と直接関わった経験を重ねた結果として実感される。それは、一人一人の人間の直接的な経験を越え、無自覚ながらも先行者が語り継承してきた歴史

的な共同性の影響を強く受けている¹⁰⁾。このように、文化財が有する価値は多様であるし、一つの文化財が多様な価値を同時に有することもあり得る。

第4学年に於いて、文化財を取り上げる理由は「地域の歴史的な特色やその魅力を知る」ことであり、「県内の伝統や文化、先人の働き」に関わつての「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を身につけ、伝統や文化の保護・継承実現のための努力や協力の意識を高めるためである¹¹⁾。しかし、文化財の所在を「県内」と限定しながら、都道府県を含め広狭多様な社会で共有される多様な価値については意識されていない。「地域」即ち「県」と他のレベルの社会で共有されている価値の異同や、一つの文化財が多様な価値を同時に有することへの留意が、この学習の目的を達成するためには有為であると考えられる。

2 文化財の価値をめぐる権威と愛着の関係性

まず、文化財の価値と権威について検討する。我が国は文化財保護施策の体系の中に位置付く国を代表する文化財の中からUNESCOに世界遺産候補を推薦していく¹²⁾。また、条約、国内法、条例等は、上位から下位へと体系化されており、それらに規律され明文化された価値基準も精緻に秩序づけられているように解釈しがちになる¹³⁾。この解釈しうる文化財の価値基準は、体系化され秩序づけられたそれぞれの位置で能力や資格を保証された語り手によって正しく定義されている。つまり、誰がその価値を認めたのかということでお墨付きが与えられていくのである。こうして、「権威化された遺産言説」が生み出される¹⁴⁾。「遺産言説の権威化」が進むと、意図的ではないにせよ印象づけられた権威のヒエラルキーが構築され強固に根づいてしまう。

一方で、「真正な社会」だけで共有する文化遺産には、条約、国内法、条例等の保証はない。この構造の下では、保護・保存すべき文化遺産に優先順位がつき、体系の下位に位置付くごく限られた地域で共有された文化財ほど喪失の危機が生じやすくなる。この構造に無頓着でいると、印刷物や放送メディアのみならず教育でさえ「遺産言説の権威化」に手を貸しかねず留意が必要である。

実際には、「真正な社会」では「真正でローカルな価値」が共有され、自治体レベルの社会では「非真正でローカルな価値」と「真正でローカルな価値」が並立し、国家レベルの社会では「ナショナルな価値」と「非真正でローカルな価値」、「真正でローカルな価値」とが並立し、世界レベルの社会では「顕著な普遍的価値(グローバルな価値)」と「ナショナルな価値」、「非真正でローカルな価値」、「真正でローカルな価値」とが並立している。だからこそ、県を代表する文化財であっても、日本遺産や世界遺産であり得る。

しかし、「遺産言説の権威化」が進行すると、自治体レベルでは「非真正でローカルな価値」、国家レベルでは、「ナショナルな価値」、世界レベルでは「顕著な普遍的価値(グローバルな価値)」が最も高い価値として提喩的に捉えられ、同時に文化遺産が有するはずの多様な価値を覆い隠してしつかねない。

以上述べてきたことに鑑み、文化遺産が有する多様な価値と権威の強弱を横方向の矢印で示したのが図1である。

次に、文化財の価値と愛着について検討する。文化財を継承していくためには、保護・保存の制度の確立だけでなく、人々が生活し帰属しているそれぞれの社会空間の中で、自分達にとって価値あるものだという認識とともに、愛着が醸成され高まる必要がある。この社会空間は、文化空間ともいえる。保護・保存の制度の確立以前から文化財は継承されている。前代の人々が残した業績を象徴する特定の物件を価値あるものとして共有し継承していること自体、多様な社会空間それぞれの中で、それらへの愛着を抜きに考えられないし、語れない。

「遺産言説の権威化」がなければ、時間の経過とともに生活の中で文化財に関わり経験したりした結果として実感していくような価値は、生活に密着し、文化財に時間的に長く、機会的に多くかかわるほど重くなる。小さな社会空間で共有する文化遺産の価値は、そこに帰属する人々の数も少ないため共有が容易で、共有意識も高く強いはずである。従って、先に言及した多様な価値を念頭に置くと、文化財に対する愛着は、「顕著な普遍

的価値（グローバルな価値）」、「ナショナルな価値」、「非真正でローカルな価値」、「真正でローカルな価値」の順で強くなる。「真正な社会」では、そこで生活する人々が価値の規律に直接参加できるため、規範的期待が裏切られる可能性が最も少なく、その分強い愛着も抱くことができる。このような愛着の強弱の様相を図1において縦方向の矢印で示した。制度上で文化財の価値を定義し規律する語り手は、特定の社会空間に帰属する人々の内、能力や資格があるとされた一部の人々だけであるということにも留意しておく必要がある。

「文化」は、一定の人間集団の生活様式全体を意味し、世界の質的多様性をその各々の相互還元不可能性ととも示唆する傾向がある¹⁵⁾。「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」は、他の社会空間との対照関係で自分達の社会空間の独自性や凝集性を構想できないためこの限りではないが、特定の社会空間で共有された文化財が有する価値は、他の社会空間とは共有したくないし共有できない価値だという実感が伴うこともある。異なる社会空間との対照関係から文化の差異を理解し、社会の凝集性を高めようとするを企図しがちな「ローカルな社会」、「ナショナルな社会」では、自他の集団の文化遺産の価値を強制したり、拒んだりすることさえある。そこでは、価値の権威と価値への愛着が同時に作用する。図1はその関係性をも示している。

文化財の価値をめぐる権威と愛着との間で、強弱の方向性が全く逆に作用していく。広範囲の社会空間でそこへの帰属意識を醸成する機関ほど、印刷物や放送メディア、教育等の影響力に頼って間接的に規律された文化財の価値の共有を確かにするため企図していく。そうすると、小さな社会空間で共有された文化遺産の価値は、高い愛着のもとに結束し激しい抵抗を行うこともある。どのような社会空間の枠組で、どのような順序や割合でどのような文化財の価値を重視するかは、誰が価値を規律するかで、社会空間相互での齟齬が生じやすくなる。日本遺産「四国遍路」や世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」での世界遺産登録に対する反対の主張にある世俗化への抵抗や「顕著な普遍的価値」に対する拒否はその典型例

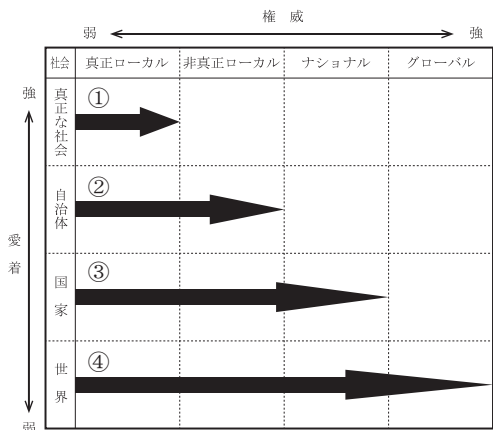


図1 文化財の価値をめぐる権威と愛着の関係性

である。

日本遺産「四国遍路」は、長年お遍路を継承してきたり、地元で馴染みの札所があったりする地域の人々にとっては、「真正な社会」の中で「真正でローカルな価値」を有する文化遺産である。市町や県の構成員として、市町や県を代表する文化遺産としてその価値を見出している人々にとっては、自治体の中で「非真正でローカルな価値」を有する文化遺産でもある。国家の構成員として日本遺産のように日本を代表する文化遺産としての価値を見出している人々にとっては、国家の中で「ナショナルな価値」を有する文化遺産でもある。世界の構成員として世界遺産としての「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」を見出そうとする人々もいるが現状ではそれは叶わない。従って、図1では、③の矢印の状態に位置付くといえる。同様に考えると、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は④の矢印の状態に位置付くといえる。

IV 多様な文化遺産の価値について考える学習

以下に記す、目標論・内容論・方法論に従い、表1の通り授業を構想した。

1 目標論

県内の伝統や文化について、歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承の取組などを見学・調査したり、地図などの資料で調べたりしたことをま

とめる。その過程で、県を代表する文化財でもある世界文化遺産、日本遺産は、それぞれ異なる基準で規律され実感できる価値を有していること、それぞれの文化遺産は、同時に複数の相対的で多様な価値を有していることを具体的に理解させる。そして、このような価値の関係性に着目することによって、文化財に込められた人々の地域の発展をはじめとした多様な願いや地域の人々の保存や継承の努力を考え理解できるようにさせる。

その際、他県を代表する文化遺産である日本遺産と世界遺産を対照することを通して、その文化財はどのような価値を有しており、自分達にとって特定の文化遺産の保存や継承がなぜ重要なのか、改めて実感させ理解させていくようにする。

2 内容論

世界文化遺産登録を目指している弘法大師空海ゆかりの札所を巡る日本遺産「四国遍路」は、四国を全周する1400kmにも及ぶ、我が国を代表する壮大な回遊型巡礼路で、1200年を超えて札所への巡礼が継承されている。江戸時代には海上交通の発達とともに遠隔地巡礼が活発化し、一般民衆に広まっていった。今なお多くの人々が自らの足で遍路を行っている。四国の人々は、古くからお遍路さんを身近な存在として温かく迎え入れ、「お接待」と呼ばれる独特の援助を行っている。「お接待をすることで自らの代わりに遍路巡礼を託す」、あるいは、「お接待自体が功德である」ともいわれている。「遍路ころがし」と呼ばれる古の面影を残す四国の険しい山道や長い石段、のどかな田園地帯、波静かな海辺や最果ての岬を「お遍路さん」が行き交う風景は、四国遍路の風物詩となっている¹⁶⁾。

世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、最終目的地を目指す往復型の聖地巡礼である。太平洋を望む紀伊山地にある自然崇拜を起源とする熊野三山、修験道拠点の吉野・大峯、空海が開いた高野山3霊場と、それぞれを結ぶ熊野古道や大峯奥駈道、高野山町石道の参詣道が登録された。登録された一帯(506.4ha)には、現在まで変わらずに脈々と受け継がれている聖山の伝統を反映した文化的景観のほか、山や森、川など豊かな自然

も多く残っている。その独特な景観が認められ、日本で初めて文化的景観として2004年に世界遺産リストに登録された。「霊場」と「参詣道」及びそれらを取り巻く「文化的景観」が希有ということでの世界文化遺産に登録である。年間1500万人もの人々が参拝や登山を目的に訪れている¹⁷⁾。

両文化遺産とも第4学年社会科において、県内に古くから伝わる文化財として、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解するために取り上げる意義は大きい。同時に両遺産は、「真正でローカルな価値」、「非真正でローカルな価値」、「ナショナルな価値」を有している点では共通である。また、「顕著な普遍的価値(グローバルな価値)」を有するか否かは異なっているが、両者とも世界遺産登録に対する賛否が見られ、「世界遺産とは何なのか」、「顕著な普遍的価値(グローバルな価値)」とは何なのか思慮を深め知識を得ることに適している。また、前章で示したように、様々なレベルの社会において、文化財の価値をめぐるの権威と愛着の関係性を理解するためには有為な文化遺産である。

3 方法論

県を代表する文化財として、愛媛県の小学校が日本遺産「四国遍路」を、三重県の小学校が世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」取り上げ学習した後、学習内容を互いに対照し合う学習を構想する。自文化の指定は、同定した他文化からの反照を受けて自己指定することによりなされる。

このことを、加藤(2001)は、次のようにいう¹⁸⁾。

私たちは異文化を通してしか自分が文化などというものをもっていることに気づかないだろう。そうでなければ、自分がしていること、自分の考えは全て『自然』だと感じられるだけである。

つまり、我が国の伝統・文化は、他国の伝統・文化と対照されることにて理解が深まる。同様に、自県や自己の郷土の文化も、他県や他者の郷土の文化と対照されることにて理解が深まるというこ

とである。要するに、他文化との対照関係からその違いを反映し合うことで、自文化の特徴や個性を捉えていくということである。この方法は周知の事実であるが、1校が離れた他県の伝統や文化についても学習することは、実際問題として時間的や地理的な制約が大きい。そこで、遠隔会議システムを取り入れた交流授業を構想する。昨今、文部科学省のいわゆるGIGAスクール構想の実現に向けた取組によって¹⁹⁾、状況や環境が改善してきており、今後、多様な試みられるであろうICT活用による情報の有利な「共有化」や学習の「コラボレーション」という点でも意義がある。

具体的には、愛媛県の西条市立神戸小学校と三重県津市の小学校との間での授業を構想する。西条市立神戸小学校は、日本遺産「四国遍路」遍路道が校区を通過しており、市内に5つある札所の内1つは校区内にある。お遍路さんを日常的に見る機会が多い環境にあり、除夜の鐘、初詣、節分等の年中行事や願い事で直接札所に詣でた経験がある児童も多数いる。この日本遺産「四国遍路」が世界遺産を目指しているのである。つまり、前章で述べた、「真正でローカルな価値」、「非真正でローカルな価値」、「ナショナルな価値」、「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」を同時に有する文化遺産の多様性を学習できる環境に西条小学校の児童は住んでいる。

他方、交流を構想した三重県津市の小学校は、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成遺産である参詣道が身近にあるわけではなく、登録遺産も短く前後に途切れているものが多々ある。参詣道の様子を具体的に理解しようとする、尾鷲市や熊野市との繋がりを含めての学習となる。つまり、津市の小学校の児童は、多様な価値の学習はできるが、ごく身近な地域での「真正でローカルな価値」については、他の価値に比して理解が難しい環境にいる。

このような両校が遠隔交流授業を行うことは、学習目的の明確化、他者意識の維持、学習内容の対照による理解の深化が期待できる。特に、世界文化遺産になりたくてもなれていない「四国遍路」と世界文化遺産になりえた「紀伊山地の霊場と参詣道」ということに注目し対照する学習は、県を

代表する文化遺産としての価値はいうまでもなく、「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」の有無を確認せざるを得なくなり、世界遺産とは何なのか、世界遺産が有する価値とは何なのかを理解する学習の展開を可能にする。従って、社会科教育のみならず世界遺産教育においても有為な文化遺産となる。また、登録に対する賛否の意見は、そのまま登録の利点と欠点を考えることに繋がる。そういう視点で世界遺産登録に関する両文化遺産の賛否を一覧すると、文化遺産が有する「ナショナルな価値」、「非真正でローカルな価値」、「真正でローカルな価値」のいずれかが重視され判断に至っていることが明確になる。だからこそ、「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」を有している文化遺産のかけがえのなさゆえ生起する保存や保護に対する賛否に着目させそれ以外の判断と比較することには意味がある。両者の価値や判断の違いも明確になるからである。つまり、世界遺産登録の賛否の意見が、真に全人類のための「顕著な普遍的価値（グローバルな価値）」を理解し、その意義を実現するための主張か否かが明確になり、結果的に世界遺産とは何なのか、世界遺産が有する価値とは何なのかを理解する学習が可能になる。

また、本単元では、「記述」→「説明」→「価値分析・判断」の過程を踏む。この展開は、文化摩擦問題を地理的に探究する方法として用いられることが多い²⁰⁾。「世界遺産教育」の側面から考えると、先に示した【世界遺産についての教育】、【世界遺産のための教育】、【世界遺産を通しての教育】の内、本単元が、主として【世界遺産についての教育】でありながらも、世界遺産が有する価値とは何なのかを考える際に、それまでに獲得した事実に知識を基に価値判断を求めるということから適した学習過程である。

表1 地域遺産・世界遺産の価値について考える第4学年社会科学学習の構想

過程 形態・時間	愛媛県西条市立神戸小学校		三重県津市の小学校	
	認識・態度	学習活動・発問・指示	認識・態度	
学習の前提となる 事実的知識の獲得・問題把握 (記述) 一斉1h	<ul style="list-style-type: none"> ○日本遺産「四国遍路」 ●地域に受け継がれている我が国の文化財や伝統文化を通じ、地域の活性化を図るのが目的。 ●自治体が申請し、文化庁の「日本遺産審査委員会」が認定する。 ○調べ考え表現すること・準備 ●日本遺産「四国遍路」の様子 ●継承されてきた理由。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の古くから受け継がれているものについて話し合おう。 ●古い文物、行事 	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」 ●人類の特別な価値の保護が目的。 ●現在は、自治体から公募、文化審議会の審査、国が登録推薦候補を提出、現地調査と勧告、世界遺産委員会で記載を決める。 	
一斉2h (準備1h)	<ul style="list-style-type: none"> ○津市の小学校と交流する目的 ●西条市の寺院と遍路道について調べ考え表現したことを伝える。 ●交流で熊野古道についてわかったことと自分達の学習を比べ、各々の特徴や継承の理由を掴みたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○取り上げる文化財を決め、どのようなものか、なぜ今まで継承されてきたか学習しよう。 ○遠隔で交流する見通しをもとう。 ●文化遺産の特徴 ●継承されてきた理由 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べ考え表現すること ●世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の様子 ●継承されてきた理由。 	
遠隔交流一斉・グループ1h	<ul style="list-style-type: none"> ○今日、津市の小学校に伝えたいこと ●愛媛県や西条市の位置、交通 ●愛媛県や西条市やの地形や主な産業 ●西条市の寺院と遍路道 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔で交流しよう。 ●学級、学校、市や県の紹介 ●遺産の名称と位置 	<ul style="list-style-type: none"> ○西条市の小学校と交流する目的 ●熊野古道について調べ考え表現したことを伝える。 ●交流で西条市の寺院と遍路道についてわかったこと、自分達の学習を比べ、各々特徴や継承の理由を掴みたい。 ○今日、神戸小に伝えたいこと ●三重県や津市の位置、交通 ●三重県や津市やの地形や主な産業 ●熊野古道(伊勢路) 	
獲得する事実的知識 (記述) 一斉・グループ5h (見学2h)	<ul style="list-style-type: none"> ○西条市の寺院と遍路道の特徴 ●全長1400Km、1200年を超えて継承された88の寺院を巡る回遊型巡礼路で世界的にも珍しい。 ●日本の歴史、文化、心を伝える生きた文化遺産だ。 ●歴史的景観や自然環境が残っている。 ●徒歩で巡拝すると40日くらいかかる。 ●松山市の石手寺にゆかりの衛門三郎が謝罪のために空海を追って四国を巡ったのが起源という説もある。 ●民衆には江戸時代に広まった。 ●自分と向き合う「心の旅」だ。 ●遍路道は地域社会で守られており、道に迷わないよう道標や丁石が残る。 ●地域の人々がお遍路をもてなし応援する「お接待」(見返りを求めない親切)の風習が今もある。 ●西条市には、横峰寺、香園寺、番宝寿寺、吉祥寺、前神寺(見学)がある。 ●遍路は昔は修行のため、それが死者の供養や生き方を考える旅、観光や体づくりなどへと変わってきた。 ●安産、子育て、身代わり、願いが叶うこと、救いや癒しがあるらしい。 ●遍路文化の継承のため四国4県で調査や資産の保護り取り組みをしている。 ●愛媛県は、世界遺産登録のため、体験ウォーキング、講演会、ふるさと納税の活用、高校生英語スピーチコンテスト、フォトコンテストもしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各々の学級で取り上げた文化遺産について調べよう。 ●遺産の特徴、できた年や目的、変化など。 ●保護や活用など協力や取組 ※図書館の本 ※インターネット ※バーチャルお遍路参詣(地図アプリ) ※寺や道の見学 ※ゲストティーチャー(市役所、県庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「熊野古道」の特徴 ●修行する場所やお参りをする神社や寺と、行くための道がある。 ●1200年以上に渡って受け継がれた霊場の伝統がある。 ●建造物と自然環境が一体の景観が保存されている貴重な例だ。 ●天気が良ければ志摩半島から那智山までが望める。 ●いたるところで石仏に出会う。 ●尾鷲市の人々が再建した神社がある。 ●山賊を退治した山伏の墓がある。 ●地元民が建てた巡礼供養碑がある。 ●伊勢路は起点の田丸で巡礼装束に身を包んだ旅人が、険しい峠を越えてあこがれの熊野をめざした庶民の道だ。 ●八鬼山越えは、西国第一の難所といわれ、昔は山賊や狼が出没して巡礼者を苦しめていた。 ●誰もが訪れたい憧れの地だった。 ●険しい峠を越え、熊野三山を詣でるため祈りの道だ。 ●魂のよみがえりを願っている。 ●旅を続けると魂が救われると信じた。 ●最近では自然の中で心や体の健康づくりや観光で訪れる人が多い。 ●保護、修理や復元、参詣道の保護や整備をしている。 ●熊野古道センターでは、伊勢路の歴史、自然、文化情報を提供し、地域の人々との交流や地域振興を図っている。 	
獲得する事実的知識 (説明) 一斉1h	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなの願い、愛着や誇り、継承の工夫や努力、協力 ●お大師様を信じつづける場所や環境を長く守っていききたいとみんなが考えていたから。 ●お遍路さんも地域の人もお大師様を信じることで、心の傷や体の病が救われていくと考えたから。 ●お接待は、御遍路さんに自分の代わりにお遍路してもらうことになるから。 ●お遍路さんが安心して旅が続けられるように地域の人が道を整備し道標や石丁を作ったりしたから。石 	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜ、これらの文化遺産は今まで継承されてきたのだろうか。 ●今の地域の人々の立場 ●昔の地域の人々の立場 ●お寺や神社の立場 ●訪れる人の立場 ●行政の立場 ※寺や道の見学 ※ゲストティーチャー(市役所、県庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなの願い、愛着や誇り、継承する努力、協力 ●紀伊山地は、神話の時代から神がいる特別な地域と考えられ、森林に覆われ山々をみんなが大切にしてきたから。 ●仏が持つような能力を習得するための修行、浄土に生まれ変わること、病氣平癒や健康祈願をもって参詣する人がいつの時代にも沢山いたから。 ●命がけで険しい山道を通してでも霊場へ行って願いを叶えたいという強い気持ちを持った人がたくさんいたから。 	

過程 形態・時間	愛媛県西条市立神戸小学校		三重県津市の小学校		
	認識・態度	学習活動・発問・指示	認識・態度		
獲得する事実的知識 (説明) 一斉1h	<ul style="list-style-type: none"> お接待を行うことは徳を積むことになるし、お遍路さんも自分達の目的の為に安心して旅ができたから。 御遍路さんを支えたいという優しさや見返りを求めないお接待に地域の人が誇りを持っていたから。 お大師様を信じるだけでなく、今は自分の生き方について考えたい人や心と体の健康を考えたい人、観光したい人など、目的は変わっても必要とする人が変わらざるから。 多くの人が古里の自然や文化が好きで残していきたいと考えたから。 市や県、国も遺産登録に前向きで保護や保存のための取組をしているから。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産になる利点や欠点は何だろう。 今の地域の人の立場 昔の地域の人の立場 お寺や神社の立場 訪れる人の立場 行政の立場 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人が巡礼供養碑をつくったり、山伏が山賊を退治したりして、参詣者によりそったり接し方をしたから。 「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「紀伊山地の自然」があつてのもので、「霊場」以外の「参詣道」や「文化的景観」もみんなに大切にされたから。 長い間継承されてきた地域の自然や文化に愛着や誇りがあり、みんなが大工や努力をしてしてきたから。 今も自分の生き方について考えたい人や心と体の健康を考えたい人、観光したい人など、目的は変わっても必要とする人がいるから。 市や県、国も遺産登録に前向きで保護や保存のための取組をしているから。 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」が世界遺産になった結果 	
遠隔交流 一斉・グループ3h (準備1h)	<ul style="list-style-type: none"> 「四国遍路」が世界遺産を目指す理由 	<ul style="list-style-type: none"> 「四国遍路」について調べたこと、考えたこと、世界遺産を目指すことにたいする考え 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」について調べたこと、考えたこと、世界遺産となったことにたいする考え 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」が世界遺産になった結果 	
獲得する価値的知識 (価値分析) 遠隔交流 一斉・グループ2h	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動・発問・指示 	<ul style="list-style-type: none"> 「四国遍路」の保護、保存活動 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」の保護、保存活動 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」の保護、保存活動 	
	<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産「四国遍路」と世界遺産「熊野古道」の保護、保存活動に参加する場合どっちを選ぼうか。 それぞれが、大切にしている理由の共通点や相異点は何だろう。 文化遺産の価値を決めたのは誰だろう。 どの価値が大切だろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元の遺産は参加しやすい。 初詣や節分、遠足などで思い出や愛着がある。 故郷の自然や文化は残したい。 愛媛県が活性化し、四国がまとまる。 日本遺産は日本のものだから、日本人のために守っていききたい。 日本遺産の方が知名度が低いから。 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊野古道」の保護、保存活動 地元の遺産は参加しやすい。 同じ県内の遺産だから、具体的な思い出はなくてもなじみがある。 三重県が活性化する。 世界遺産だから日本遺産より大切だ。 世界遺産はそれがあつた国が保護するきまりで、世界中の人のために守っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 共通点 文化遺産を大切にしようという気持ち。 身近な場所を大切にしたい。 自分の住んでいる身近な県の文化遺産を大切にしたい。 どっちも参加できる余裕があれば、どっちも参加したい。 西条市の4年生も津市の4年生も、逆の立場だったら同じ判断をした。 	<ul style="list-style-type: none"> 相違点 直接、文化遺産と生活の中なかかわる体験がある西条市の4年生は、自分達の思い出や愛着を重視するけど、津市の4年生は、全世界の人のための遺産ということを重視する人が多い。 自分に身近か身近でないか。 自分の思い出や愛着と、決まりで定められた価値のどっちを重視するか。
		<ul style="list-style-type: none"> 多様な価値の基準 思い出や愛着を基にした日本遺産や世界遺産への自分達の願いから 市や県の決めた価値による日本遺産や世界遺産になるよう施策から 日本遺産は日本遺産審査委員会や世界遺産候補は文化審議会の審査から 世界遺産は世界遺産委員会の審査から 基準が違うのでどれが一番という順序はない。 大切にしたいという気持ちの源になるのは、自分達にとっての思い出や愛着だ。 			

V おわりに

特定の地域の人々が受け継いできた文化財についての理解を深めるということは、時代、地域や国家によって、一定の社会集団が共有している特定の範囲の人々の精神的・社会的な考え方、価値基準の体系の異なりの理解を深めることと軌を一にする。そのため、第4学年の社会科学習においても、自分達が居住している県を代表する文化財と、全国に散在するそれとは異なる他県を代表する文化財とを対照することを考えた。これを具体化する一つの方法として、遠隔会議システムを活用した交流授業を取り入れた。これらに留意し、第4学年社会科と世界遺産教育の止揚を図り、文化遺産が有する多様な価値について考える社会科学習を構想し試案を提示したという点で意義があると考えられる。

しかし、本試案の有効性を検証するまでには至っていない。今後、授業を実践しその有効性や可能性を吟味していきたい。遠隔会議システムを運用した交流授業についても、主体的・協働的な授業の特性を活かした学習活動や学習者の支援の在り方までは検討できていない。今後の課題としたい。

【附記】

本研究は、科学研究費助成事業基盤研究(C)課題番号19K02684「地域遺産・世界遺産の価値を伝え合い自他の文化理解を深めるESD授業モデルの開発」(平成31-令和3年度、研究代表者金野誠志)の成果報告の一つである

【註および引用文献】

- 1) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、p. 65、2018
- 2) 文化庁『「日本遺産」について』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/
(2021年3月1日閲覧)
- 3) 文化庁『世界遺産関連用語集』
https://bunka.nii.ac.jp/docs/13_2.pdf (2021年2月24日閲覧)
- 4) 文化遺産という場合は不動産に限定する。

- 5) 田淵五十生『世界遺産教育は可能か－ESD(持続可能な開発のための教育)をめぐって－』東山書房、pp. 28-35、2011。
- 6) 小藪明生「文化資源を活用した市民的連帯の分析－四国遍路文化世界遺産化運動を事例として－」『ノンプロフィット・レビュー』13(1)、日本NPO学会、pp. 23-35、2013
- 7) 服部浩平「世界遺産登録と広域行政の実態－『紀伊山地の霊場と参詣道』を事例として－」『法政大学大学院紀要』(64)、pp. 157-173、2010
- 8) 大野哲也「地域おこしにおける二つの正義－熊野古道、世界遺産登録反対運動の現場から－」、『ソシオロジ』53(2)、pp. 73-90、2008
- 9) クロード・レヴィ＝ストロース『構造人類学』みすず書房、pp. 407-408、1972
- 10) 片桐雅隆『過去と記憶の社会学－自己論からの展開』世界思想社、pp. 124-154、2003
- 11) 前掲1)、pp. 48-51及びp. 62
- 12) 文化庁『文化財』<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/> (2021年2月24日閲覧)
- 13) 馬場憲一『地域文化政策の新視点』雄山閣、pp. 45-47、1998
- 14) Laurajane Smith, *The Uses of Heritage*, London and New York: Routledge, p. 29, 2006
- 15) 中田光夫「文化」『哲学・思想事典』岩波書店、pp. 1422-1423、1998
- 16) 「四国遍路～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」『日本遺産ポータルサイト』<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story015/> (2021年3月3日閲覧)
- 17) UNESCO『紀伊山地霊場参詣道』<https://whc.unesco.org/en/list/1142/> (2021年3月3日閲覧)
- 18) 加藤泰『文化の想像力』東海大学出版会、p. 8、2001
- 19) 文部科学省『GIGAスクール構想の実現について』
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm
(2021年3月1日閲覧)
- 20) 例えば、金野誠志「世界遺産として文化遺産を保全する意味や意義を考える世界遺産学習－『「顕著な普遍的価値」の解釈や適用に焦点を当てて－』『グローバル教育』Vol. 20、pp. 31-47、2018などがある。